

第1条 <なんたんカード会員>

(1) なんたんカード会員(以下「会員」といいます)とは、本規約をご承認の上、なんたんカード(以下「カード」といいます)の利用を申し込まれ、南大隅町なんたんカード管理事務局(南大隅町役場デジタル推進課)(以下「事務局」といいます)が承諾し、所定の手続を完了された個人をいいます。

(2)会員の入会条件は、原則として南大隅町に住所を有し、年度中に18歳以上となる方とします。

第2条 <カードの発行と取扱>

(1) カードは、必要事項を「入会申込書」にご記入の上、ご入会いただいた方に会員証として、1名につき1枚発行いたします。同一会員は2枚以上のカードを保有することはできません。また、原則複数のカードに進呈されたポイントを合算することはできません。

(2)カードの初回発行にかかる会員の手数料および年会費は無料とします。

(3)会員は、カードのご署名欄に氏名カナが印字されているもしくは自署するものとします。氏名カナの印字もしくは署名なきカードをご提示された場合等、南大隅町が必要であると判断した場合は、本人確認資料の提示を求め、またはカードの利用をお断りすることがあります。

(4)カードは、会員ご本人がご利用いただけます。

(5)カードの所有権は南大隅町にあり、他人への貸与・譲渡または担保提供をすることはできません。

(6)カードの有効期限はございません。

第3条 <カードの利用>

(1)カードは「温泉保養助成利用券」「健康づくりマイレージポイント」「寝たきり高齢者等紙おむつ助成券」「はり・きゅう等受診券」「福祉タクシー利用券」「重度障害者タクシー利用券」としてご利用いただけます。

(2)会員が、本規約に反するカードのご利用・お取扱いをされた場合、もしくは南大隅町で会員が不正行為(転売、再販売、その他営利を目的としてカードを使用する行為を含みます。)をされた場合、そのカードは停止し、ご利用できなくなります。

第4条 <通貨・ポイントの有効期間>

「温泉保養助成利用券」「健康づくりマイレージポイント」「寝たきり高齢者等紙おむつ助成券」「はり・きゅう等受診券」「福祉タクシー利用券」「重度障害者タクシー利用券」いずれも有効期間は申請年度の3月31日までです。

第5条 <なんたんカード利用の一時停止>

コンピュータの障害等でカードのご利用が一時的にできなくなる場合があります。予めご了承ください。

第6条 <カードの紛失・盗難等>

(1)カードの紛失・盗難等が発生した場合には、速やかに事務局にご連絡ください。カードの利用を停止する手続きを行います。

また、再発行のカード代として200円をお支払いいただくことで再発行いたします。

本人確認資料をお持ちのうえ、事務局に再交付申請書を提出してください。

(2)カードは会員が責任をもって管理するものとします。南大隅町は、カードの占有者を真正な会員とみなし、カードの紛失・盗難等による、通貨・ポイントの失効につきましては、南大隅町は一切の責任を負いません。

第7条 <カードの汚損・破損>

カードの汚損・破損などにより会員の識別が不能となった場合は、再発行のカード代200円をお支払いいただくことで再発行いたします。本人確認資料をお持ちのうえ、事務局に再交付申請書を提出してください。

第8条 <本人確認資料の提示>

カードに氏名カナが印字されていない、またはご署名がない場合、紛失、汚損等によりカードを再発行する場合、南大隅町が必要であると判断した場合は、第三者によるなりすましを防止するためなど個人情報保護の観点から、マイナンバーカード等会員ご本人であることを確認可能な証書の確認をさせていただくことがあります。

第9条 <規約の変更・終了>

(1)南大隅町は、会員の利益に適合する場合や相当の事由があると認められる場合には、掲載による公表その他相当の方法で周知することにより本規約を変更することができるものとします。また、南大隅町は、一定の告知期間を設けたうえで本サービスの運用を中断または終了することがありますので予めご了承ください。

(2)前項により会員に何らかの障害が生じた場合であっても、南大隅町は一切の責任を負いません。

(3)(1)による本規約の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第10条 <その他>

本規約の解釈等に疑義が生じた場合は、当社は信義誠実の原則に基づいて決するよう努め、会員はその決定に従うものとします。